

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第79号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、鳥栖、唐津及び伊万里の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を、<u>武雄土木事務所</u>に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置く。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、<u>東部</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を、<u>杵藤土木事務所</u>に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置く。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>東部及び杵藤の各土木事務所</u>にあつては、第1項に規定する管理課に代えて次の課を置く。</p> <p><u>管理第一課</u></p> <p><u>管理第二課</u></p> <p>6 <u>東部及び杵藤の各土木事務所</u>にあつては、第1項に規定する用地課に代えて次の課を置く。</p> <p><u>用地第一課</u></p> <p><u>用地第二課</u></p> <p>7 <u>東部及び杵藤の各土木事務所</u>にあつては、第1項に規定する工務課に代えて次の課を置く。</p> <p><u>工務第一課</u></p> <p><u>工務第二課</u></p> <p>8 略</p>

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(2)の2 略</p> <p>(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理(操作及び維持を除く。以下この号において同じ。)に関すること(唐津土木事務所に限る。)、竜門ダム、有田ダム、都川内ダム及び井手口川ダムの管理に関すること(伊万里土木事務所に限る。)、<u>本部ダム、矢筈ダム及び狩立・日ノ峯ダムの管理に関すること(武雄土木事務所に限る。)</u>並びに岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理に関すること(鹿島土木事務所に限る。)</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること(神埼、<u>武雄及び鹿島の各土木事務所</u>に限る。次号から第16号までにおいて同じ。)</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号)に関すること(適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。ただし、佐賀、<u>鳥栖</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所にあっては、建築物に係るものを除く。)</p> <p>(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(佐賀、<u>鳥栖</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所にあっては、建築工事に係るものを除く。)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(2)の2 略</p> <p>(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理(操作及び維持を除く。以下この号において同じ。)に関すること(唐津土木事務所に限る。)、竜門ダム、有田ダム、都川内ダム及び井手口川ダムの管理に関すること(伊万里土木事務所に限る。)<u>並びに本部ダム、矢筈ダム、狩立・日ノ峯ダム、岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理に関すること(杵藤土木事務所に限る。)</u>。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること(杵藤土木事務所に限る。次号から第16号までにおいて同じ。)</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号)に関すること(適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。ただし、佐賀、<u>東部</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所にあっては、建築物に係るものを除く。)</p> <p>(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(佐賀、<u>東部</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所にあっては、建築工事に係るものを除く。)</p>

改正前	改正後
<p>用地課・工務課 略 2～6 略</p>	<p>用地課・工務課 略 2～6 略</p> <p>7 <u>東部土木事務所の管理第一課及び管理第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>管理第一課</u> 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（管理第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</p> <p><u>管理第二課</u> 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（神崎市及び神埼郡における事務に限る。）に関すること。</p> <p>8 <u>東部土木事務所の用地第一課及び用地第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>用地第一課</u> 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（用地第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</p> <p><u>用地第二課</u> 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（神崎市及び神埼郡における事務に限る。）に関すること。</p> <p>9 <u>東部土木事務所の工務第一課及び工務第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>工務第一課</u> 第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（工務第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</p> <p><u>工務第二課</u> 第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（神崎市及び神埼郡における事務に限る。）に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>7 略</p> <p>8 佐賀、<u>鳥栖</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>    建築課 略</p> <p>9 略</p>	<p>10 略</p> <p>11 佐賀、<u>東部</u>、唐津及び伊万里の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>    建築課 略</p> <p>12 略</p> <p>13 <u>杵藤土木事務所の管理第一課及び管理第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>    <u>管理第一課</u></p> <p>        <u>第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（管理第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p>    <u>管理第二課</u></p> <p>        <u>第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p>14 <u>杵藤土木事務所の用地第一課及び用地第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>    <u>用地第一課</u></p> <p>        <u>第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（用地第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p>    <u>用地第二課</u></p> <p>        <u>第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p>15 <u>杵藤土木事務所の工務第一課及び工務第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>    <u>工務第一課</u></p> <p>        <u>第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（工務第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関すること。</u></p>

改正前	改正後																								
<p>10 <u>武雄土木事務所</u>の九州新幹線西九州ルート整備推進室の分掌事務は、九州新幹線西九州ルートの建設に係る用地取得に関することとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土木事務所の位置名称及び所管区域</p> <table border="1" data-bbox="235 608 1102 1177"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 <u>神埼</u> //</td> <td>略 <u>神崎市神埼町</u></td> <td>略 <u>神埼市の区域 神埼郡の区域</u></td> </tr> <tr> <td><u>鳥栖</u> //</td> <td><u>鳥栖市元町</u></td> <td><u>鳥栖市の区域 三養基郡の区域</u></td> </tr> <tr> <td>略 <u>武雄</u> //</td> <td>略 <u>武雄市大字昭和</u></td> <td>略 <u>武雄市の区域 嬉野市の区域（九州新幹線西九州ルート整備推進室の業務に限る。） 杵島郡の区域</u></td> </tr> <tr> <td><u>鹿島</u> //</td> <td><u>鹿島市大字高津原</u></td> <td><u>鹿島市の区域 嬉野市の区域 藤津郡の区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略 <u>神埼</u> //	略 <u>神崎市神埼町</u>	略 <u>神埼市の区域 神埼郡の区域</u>	<u>鳥栖</u> //	<u>鳥栖市元町</u>	<u>鳥栖市の区域 三養基郡の区域</u>	略 <u>武雄</u> //	略 <u>武雄市大字昭和</u>	略 <u>武雄市の区域 嬉野市の区域（九州新幹線西九州ルート整備推進室の業務に限る。） 杵島郡の区域</u>	<u>鹿島</u> //	<u>鹿島市大字高津原</u>	<u>鹿島市の区域 嬉野市の区域 藤津郡の区域</u>	<p style="text-align: center;"><u>工務第二課</u></p> <p><u>第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p>16 <u>杵藤土木事務所</u>の九州新幹線西九州ルート整備推進室の分掌事務は、九州新幹線西九州ルートの建設に係る用地取得に関することとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土木事務所の位置名称及び所管区域</p> <table border="1" data-bbox="1164 608 2031 1177"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 <u>東部</u> //</td> <td>略 <u>鳥栖市元町</u></td> <td>略 <u>鳥栖市の区域 神埼市の区域 神埼郡の区域 三養基郡の区域</u></td> </tr> <tr> <td>略 <u>杵藤</u> //</td> <td>略 <u>武雄市大字昭和</u></td> <td>略 <u>武雄市の区域 鹿島市の区域 嬉野市の区域 杵島郡の区域 藤津郡の区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略 <u>東部</u> //	略 <u>鳥栖市元町</u>	略 <u>鳥栖市の区域 神埼市の区域 神埼郡の区域 三養基郡の区域</u>	略 <u>杵藤</u> //	略 <u>武雄市大字昭和</u>	略 <u>武雄市の区域 鹿島市の区域 嬉野市の区域 杵島郡の区域 藤津郡の区域</u>
名称	位置	所管区域																							
略 <u>神埼</u> //	略 <u>神崎市神埼町</u>	略 <u>神埼市の区域 神埼郡の区域</u>																							
<u>鳥栖</u> //	<u>鳥栖市元町</u>	<u>鳥栖市の区域 三養基郡の区域</u>																							
略 <u>武雄</u> //	略 <u>武雄市大字昭和</u>	略 <u>武雄市の区域 嬉野市の区域（九州新幹線西九州ルート整備推進室の業務に限る。） 杵島郡の区域</u>																							
<u>鹿島</u> //	<u>鹿島市大字高津原</u>	<u>鹿島市の区域 嬉野市の区域 藤津郡の区域</u>																							
名称	位置	所管区域																							
略 <u>東部</u> //	略 <u>鳥栖市元町</u>	略 <u>鳥栖市の区域 神埼市の区域 神埼郡の区域 三養基郡の区域</u>																							
略 <u>杵藤</u> //	略 <u>武雄市大字昭和</u>	略 <u>武雄市の区域 鹿島市の区域 嬉野市の区域 杵島郡の区域 藤津郡の区域</u>																							

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成26年9月1日から施行する。  
（佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正）
- 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	所掌事務	名称	位置	所掌事務
ダム管理事務所	武雄市	唐津、伊万里、 <u>武雄及び鹿島</u> の各土木事務所の所管区域内のダムの管理（操作及び維持に限る。）に関する事務	ダム管理事務所	武雄市	唐津、伊万里及び <u>杵藤</u> の各土木事務所の所管区域内のダムの管理（操作及び維持に限る。）に関する事務

（佐賀県建築計画概要書等閲覧規則の一部改正）

- 3 佐賀県建築計画概要書等閲覧規則（昭和48年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（概要書閲覧所の設置場所）</p> <p>第2条 概要書閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、次の表の左欄に掲げる区域内の建築物等に係る概要書については、それぞれ当該右欄に掲げる場所に置く。</p>		<p>（概要書閲覧所の設置場所）</p> <p>第2条 概要書閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、次の表の左欄に掲げる区域内の建築物等に係る概要書については、それぞれ当該右欄に掲げる場所に置く。</p>	
区域	閲覧所の場所	区域	閲覧所の場所
略		略	
神崎市 神埼郡	神埼土木事務所	鳥栖市 神崎市 神埼郡 三養基郡	東部土木事務所
鳥栖市 三養基郡	鳥栖土木事務所		
略		略	
武雄市 杵島郡	武雄土木事務所	武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡	杵藤土木事務所
鹿島市 嬉野市 藤津郡	鹿島土木事務所	藤津郡	